



介護をする人にやさしい社会へ

「介護マーク」を配布しています

「介護マーク」とは、介護する人が周囲の人に介護中であることを知ってほしいときに使用するマークです。

〈活用する場面の例〉

- ▽介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ▽駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ▽男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ▽病院で診察室に2人で入室するとき

対象▼▽村内在住で、認知症高齢者や障がい者を介護している介護者 ▽村内の高齢者等介護施設の介護職員
費用▼無料

申し込み▼▽高齢者を介護している方は…地域包括支援センター(なごみ東海村総合支援センター内)または高齢福祉課(役場行政棟1階) ▽障がい者を介護している方は…障がい福祉課(なごみ東海村総合支援センター内)へお越しの上、申請の手続きをお願いします。

問い合わせ▼地域包括支援センター(☎287-2516)

後期高齢者医療被保険者の歯科健康診査を実施します!



茨城県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療被保険者の^{こうくう}口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、1年度に1回、無料で歯科健診を実施しています。対象者(平成29年度に75歳・80歳・85歳になった方)には、8月中旬に案内状を郵送します。お口の健康を保つために、歯科健診を受けましょう。

【問い合わせ】茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1212)、住民課保険年金担当(内線1134・1135)

受診期間▼9月1日(土)～12月31日(月)※歯科医療機関の休診日を除きます。

場所▼茨城県歯科医師会に属する歯科医療機関のうち、本事業を実施する歯科医療機関(案内状に記載)

対象▼茨城県後期高齢者医療保険の被保険者で、▽昭和7年4月1日～昭和8年3月31日生まれ ▽昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれ ▽昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれ—のいずれかに該当する方

費用▼無料 ※歯科健診後に引き続き治療を行う場合は、別途料金がかかります。

内容▼問診、口腔内の状態検査、口腔機能の評価等

その他▼案内状が届いたら、同封の「実施歯科医療機関一覧」の中からお希望の歯科医院に予約し、▽後期高齢者医療被保険者証▽受診券▽受診票(「問診項目」部分は事前にご記入ください)▽健康手帳▽歯ブラシ—をお持ちの上、受診してください。



【よくある質問にお答えします!】

Q 総入れ歯ですが受診した方が良いですか?

A 歯の状態だけではなく、かみ合わせや舌機能、呼吸の状態など口腔ケアを含めた健康診査ですので、この機会にぜひ受診してください。

Q かかりつけの歯科医院で受診できますか?

A 案内状に同封の「実施歯科医療機関一覧」に掲載されている歯科医療機関以外では受診できません。一覧に掲載されている歯科医療機関の中からお選びください。

Q 訪問健診はありますか?

A 今回の健診は、訪問健診には対応していません。健康手帳に記載されている「在宅歯科医療連携室」にご相談ください。